

市民ギャラリー運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空間芸術に関する作品を展示し、市民の芸術鑑賞に資するとともに、市民の芸術による交流の場とするため、市民ギャラリーの運営について必要な事項を定めるものとする。

(施設)

第2条 市民ギャラリーは、次に掲げる施設とする。

- 1 高槻市総合センター1階ロビー「桃園ギャラリー」
- 2 JR高槻駅南側駅前広場地下通路壁面「えきちかギャラリー」

(展示品)

第3条 展示品は、日本画・洋画・立体造形・工芸・書道・写真等の創作した成果物としての作品とする。

2 ただし、以下のものは除く。

- (1) 物品の販売等を目的としたもの
- (2) 政治及び宗教活動に関するもの
- (3) 公序良俗に反するもの

(使用資格)

第4条 「桃園ギャラリー」及び「えきちかギャラリー」(以下「市民ギャラリー」という)を使用できる団体は、次の各号を満たすものとする。

- (1) 満15歳以上の年齢の者により構成された団体
- (2) その構成員の多くが市内に居住、通勤、通学、定期的に創作活動を行っている団体

(使用期間)

第5条 市民ギャラリーの使用期間は1回につき原則として15日以内とする。

(団体登録)

第6条 市民ギャラリーの使用を希望する団体は、市民ギャラリー団体登録申請書(様式第1号)を理事長に提出し、団体登録を行うものとする。

(登録内容の変更)

第7条 市民ギャラリーの登録内容の変更は、市民ギャラリー登録団体名等変更届(様式第2号)を理事長に提出して行うものとする。

(登録取消)

第8条 市民ギャラリーに登録をした団体(以下「登録団体」という)が、次のいずれかに該当するときは、団体の登録を取り消すことができる。

- (1) 使用を開始する日の60日以内に使用を取り消した場合
 - (2) 永続的かつ長期にわたって連絡がつかないとき
 - (3) 使用方法が不適當であると認められた場合
 - (4) 市民ギャラリー団体登録取消申請書(様式第3号)を理事長に提出した場合
 - (5) 第9条による使用申請を行った団体(以下「申請団体」という。)の構成員に暴力団員又は暴力団密接関係者が含まれると判明したとき
 - (6) その他この要綱に反したとき
- (使用申請)

第9条 登録団体が市民ギャラリーを使用する時は、市民ギャラリー使用申請書(様式第4号)を理事長に提出するものとする。

(使用承認)

第10条 理事長は、前条の申請書を受理したときは、当該書類について審査を行う。

- 2 第1項の規定による審査の結果、承認することと決定したときは、申請団体に使用承認書(様式第5号または様式第6号)を交付する。

(役員名簿の提出)

第11条 理事長は、第6条及び第9条に係る申請団体の役員が暴力団関係者である旨の情報を得たとき、その他必要な場合においては、当該団体に役員名簿の提出を求めるものとする。

(使用承認の取消)

第12条 理事長は、使用承認の決定をした後に、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、決定を取消することができる。

- (1) 申請団体が虚偽または不正により、使用承認の決定を受けたとき。
- (2) 申請団体の構成員等に暴力団員又は暴力団密接関係者が含まれていることが判明したとき。
- (3) 使用を承認した団体の展示等が暴力団の利益になる、若しくはその恐れがあると認められるとき。
- (4) 第11条に係る役員名簿の提出を拒んだとき。
- (5) その他理事長が必要と認めるとき。

- 2 展示期間内において前項に該当することが判明した場合は、理事長は必要な措置を講ずることができる。

(搬入・展示及び撤去)

第13条 展示品の搬入・展示及び撤去は、高槻市(以下「市」という。)及び高槻市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が主催する行事等に関するものにあつては、市及び教育委員会の担当課が、一般公募に関するものにあつては、(公財)高槻市文化振興事業団職員の立会いのもと行う。

2 展示品の搬入・展示及び撤去に当たっては、第10条第2項に基づいて使用を承認された団体は使用承認時に配付する「市民ギャラリー（桃園・えきちか）をご使用にあたっての注意事項」の決まりを遵守しなければならない。

（責任）

第14条 理事長は通常の管理を行う。ただし、展示品の搬入・展示及び撤去に際して生じた作品の破損、紛失等損害に関しては責任を負わない。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。